



令和6年9月

No.155

農業改良普及課だより

愛知県豊田加茂農林水産事務所農業改良普及課

〒471-8566 豊田市元城町4-45（豊田加茂総合庁舎内）

TEL 0565-32-7509

FAX 0565-35-0416

Eメールアドレス toyotakamo-fukyu@pref.aichi.lg.jp

関西茶品評会で農林水産大臣賞と産地賞のダブル受賞！！

7月31日～8月2日に豊田市民文化会館で開催された「第76回関西茶品評会」において、管内の茶農家が24点を出品し、「かぶせ茶の部」で個人1位の藪押翔大（しょうた）氏が農林水産大臣賞を、団体1位の豊田市が産地賞を受賞しました。この他にも多くのお茶が入賞し、「とよた茶」の産地は素晴らしい成績を収めることができました。

豊田市茶業組合は、地元で開催されるこの一大イベントに向けて、品評会対策委員会を立ち上げて対策方針を定め、各農家が茶園の栽培管理を徹底するとともに、組合員が協力して摘採、製茶を行いました。また、6～7月には仕上げ技術講習会を15日間開催し、徹底した仕上げを行いました。

農業改良普及課は、これらの取組に対して技術指導等の面からサポートしました。今後も高品質な「とよた茶」生産を支援してまいります。

●上記以外の主な受賞者●

「かぶせ茶の部」個人2位	藪押通之氏	農林水産省農産局長賞
「てん茶の部」個人6位	石川龍樹氏	全国茶生産団体連合会長賞
個人7位	野場義尊氏	全国茶商工業協同組合 連合会理事長賞



大臣賞受賞茶園での
茶摘みの様子



農業者セミナー「農家の相続・贈与税と直近の税制改正について」

令和6年7月9日に豊田加茂総合庁舎で第1回農業者セミナーを開催しました。税理士の榊原英喜氏による「農家の相続・贈与税と直近の税制改正について」の講義では、①個人事業主なので確定申告を忘れずに！②相続時に相続時精算課税制度を活用すると年間110万円の非課税枠である暦年贈与制度は使えない等、農業や農地を継続するために必要な知識がわかりやすく説明されました。

講義後は活発な質疑応答がされ、参加者は日頃から家族間の話し合いと共に、資産や経営状況を明確にしておく必要性を再認識していました。わからないことは直接税理士に聞くことのできるこのセミナーは第2回を予定しています。



セミナー受講の様子

飼料用トウモロコシの収穫が終了！

豊田市の水田作経営体である農業生産法人(株)中甲は、H30年度から飼料用トウモロコシの栽培を水田で実施しており今年で7年目になります。

今年度は栽培に適した排水性の良いほ場を選定し、更に排水対策を徹底して行った結果、順調に生育し、7月下旬から8月上旬にかけて収穫・調製を行いました。

農業改良普及課では、次年度、更に収量及び品質が向上するよう指導するとともに、畜産農家と耕種農家間の需給調整を支援し、耕畜連携の強化を目指していきます。



収穫の様子

農作業事故は他人事ではありません！

秋は水稻の収穫などで農業機械を使う機会が増え、農作業事故が多発します。近年は、9月～10月の2か月間で、全国で50件ほどの死亡事故が発生しています。決して他人事ではありません！

事故を防ぐためにも、機械や装備の点検は必ず行いましょう。また、焦りは事故を招きますので、余裕を持って計画的に作業を行うようにしましょう。

今後も、厳しい残暑が続きます。今年の7月～8月にかけては、連日、農作業中の方が熱中症で亡くなりました。こまめな休憩と水分補給を心がけましょう。



熱中症注意喚起ステッカー

みどり認定制度が始まっています

「みどりの食料システム戦略」を推進するため、「みどりの食料システム法」が制定されました。この法律に基づき、化学的に合成された肥料・農薬の使用低減などに取り組む農業者の認定制度“みどり認定”が令和5年度からスタートしています。

<みどり認定>

「愛知県の農業における環境負荷低減事業活動実施計画認定要領」をもとに、知事が農業者による環境負荷低減事業活動の取組（1～3号活動）を認定するものです。

申請の機会は年3回で、令和6年度の3回目の受付期間は11/21～12/20です。

従前のエコファーマー認定制度では、認定基準がなかった水耕栽培や畜産部門も認定が可能です。

興味がある方は農業改良普及課まで御連絡ください。

<求められる事業活動の内容>

- 1 堆肥その他の有機質資材の施用により土壌の性質を改善させ、かつ、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動(1号活動)
※従来のエコファーマー認定制度と同様の活動を認定するものです。現在、エコファーマー認定されている方も、みどり認定を受けることが可能です。
- 2 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動(2号活動)
 - (1)農業機械の省エネルギー化・電氣化・バイオ燃料への切り替え
 - (2)水稻栽培における秋耕の実施や中干し期間の延長 他 全6項目
- 3 農林水産省告示で定める事業活動(3号活動)
 - (1)水耕栽培における化学肥料・化学農薬の使用低減 他 全5項目